

（以下、項目ごとに概ね時系列順。）

1. エネルギー・脱炭素

① 第6次エネルギー基本計画の閣議決定

- 21年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、①20年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や21年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことの2つを重要なテーマとして策定。また、2030年度の新たな削減目標（2013年度比温室効果ガス46%削減）を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合の2030年エネルギー需給の見通しを示した。

② 燃料油価格激変緩和対策事業の実施

- 原油価格の高騰を受け、燃料油価格の激変緩和事業を22年1月から実施。4月に取りまとめた「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、支給の上限を25円から35円とし、更なる超過分についても1/2を支援し、基準価格をガソリン全国平均価格168円に引き下げるなど、累次にわたり支援を拡充。

③ クリーンエネルギー戦略 中間整理

- 22年5月に取りまとめたクリーンエネルギー戦略の中間整理においては、成長が期待される産業ごとの具体的な道筋、需要サイドのエネルギー転換、クリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造の転換、地域・くらしの脱炭素化に向けた政策対応などについて整理。また、今回のロシアによるウクライナ侵略や電力需給ひっ迫も踏まえ、今後進めるエネルギー安全保障の確保と、それを前提とした脱炭素化に向けた対応についても整理。

④ 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の成立

- 第6次エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネ法における使用の合理化の対象を非化石エネルギーを含む全てのエネルギーに拡大し、非化石エネルギーへの転換を促進するための措置の新設、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事後届出制から事前届出制への変更や大型蓄電池の発電事業への位置付け等を措置。22年5月成立。

⑤ 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の成立

- 保安分野における技術の進展や人材不足への対応等を踏まえ、①スマート保安の促進、②新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、③カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等を改正。22年6月成立。

2. デジタル

- ① 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（5G 促進法）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の成立
 - 事業者による高性能な半導体の生産施設整備等への投資判断を後押しし、国内における安定的な生産の確保に資するよう、高性能な半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定された計画の実施に必要な資金に充てるための助成金交付、助成金交付のための基金の設置等の措置を講じることを規定。21 年 12 月成立。
- ② 蓄電池産業戦略の中間取りまとめ
 - 22 年 4 月、我が国蓄電池産業の競争力奪還に向けた包括的な産業政策を策定すべく、その方向性を提示。2030 年までに国内 150GWh、世界で 600GWh の製造能力確立を目標に掲げ、国内製造基盤強化のための大規模投資や上流資源の確保、戦略的な海外展開、次世代電池の開発、人材育成等を総合的に推進することとした。更に具体化の上、8 月に最終とりまとめ。なお、国内 150GWh の製造能力確立に向けては、令和 3 年度補正予算において措置された 1,000 億円により設備投資支援等を行っているところ。
- ③ 特定半導体生産施設整備等計画の第一号認定
 - 5G 促進法に基づき、22 年 6 月、TSMC 及び JASM（TSMC・ソニー・デンソーの合弁会社）から共同で申請のあった、熊本県での先端半導体の生産施設整備等に関する事業計画について、経済産業大臣による認定を実施。助成額の上限は 4,760 億円。今後、事業者の状況も踏まえ、助成金を交付。

3. 経済安全保障

- ① 経済安全保障推進法の成立及び施行に向けた取組
 - 22 年 5 月に成立した経済安全保障推進法の 4 分野（サプライチェーン強靱化・基幹インフラ・官民技術協力・特許出願非公開制度）の施行に向け、政府全体の検討に貢献すべく、各分野における準備・検討を加速。特に、サプライチェーン強靱化に関連し、戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部を開催（22 年 3 月、6 月）し、経済安全保障の観点から重要な物資・技術や対応策の特定に向けた議論を実施。
- ② 日米首脳レベルでの輸出管理に関する日米協力の強化に向けた合意
 - 22 年 5 月、マイクロエレクトロニクスやサイバー監視システム等の重要技術のより効果的かつ機動的な輸出管理に関する協力強化のための連携について議論し、日米競争力・強靱性（CoRe）パートナーシップ・ファクトシートを公表。

4. 健康

- ① ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業
 - 平時はバイオ医薬品、有事は官の要請によってワクチン製造を行うデュアルユース製造拠点の整備等に向けて、令和 3 年度補正予算で 2,274 億円を措置。公募の結果、41 件、約 5,691 億円の投資に係る申請があり、8 月下旬以降に採択案件の公表を行う予定。

5. 人材

① 賃上げ促進税制の抜本強化

- 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、賃上げや人材育成を積極的に行う企業を対象に税額を控除。具体的には、大企業については継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に、給与増加額の15%を税額控除（上乗せ要件により、同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除）、中小企業については雇用者全体の給与を前年度比で1.5%以上増加させた場合に、給与増加額の15%を税額控除（上乗せ要件により、同2.5%以上かつ教育訓練費10%以上増加で最大40%の税額控除）。

② 未来人材ビジョンの公表

- 22年5月、デジタル化や脱炭素化の急激な進展などの変化に伴う産業構造の転換を見据え、将来の労働需要の変化を推計した上で、社会システム全体を見直す大きな方向性として、「旧来の日本型雇用システムからの転換」、「好きなことに夢中になれる教育への転換」の二つに整理し、今後取り組むべき具体策を示した。

6. スタートアップ

① スタートアップ5年10倍増に向けたあらゆる政策を総動員した対応の検討

- 官民によるスタートアップ集中支援プログラム「J-Startup」の対象を188社に拡充するとともに、引き続き、研究開発型スタートアップに対する支援を実施していくことに加え、創薬分野等の技術開発型スタートアップに対する研究開発支援プログラムを開始。
- 21年12月に「大臣官房スタートアップ創出推進室」を立ち上げるとともに、22年4月に新しい資本主義実現会議において大臣からスタートアップの課題と政策の方向性（人材、資金、グローバル化、多様な出口戦略、公共調達）を提示し、22年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に当省のスタートアップの主要施策を盛り込んだ。
- 今後、実行計画に盛り込まれた施策を着実に実現し、22年末に策定予定の「スタートアップ育成5カ年計画」に繋げていく。

7. 中小企業・地域経済

① 事業継続を支えるための給付・資金繰り支援等

- 21年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して月次支援金を給付。約249万件的申請に対して、約234万件、約3,047億円を給付し、終了。
- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた事業復活支援金を給付。22年7月25日時点で約233万件的申請に対して、約229万件、約1兆6970億を給付。
- 新型コロナの影響により、最近1ヶ月間の売上高が一定程度減少している事業者に対し、実質無利子・無担保融資等を実施し、22年3月末までに、政府系金融機関で約18兆円、民間金融機関で約37兆円を貸出。なお、4月に策定された経済対策等に基づき政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等について、9月末までの延長を行っている。
- また、増大する債務によって中小事業者の財務状況の悪化が懸念されるため、金融機関の

融資審査の際自己資本と見なすことができる新型コロナ対策資本金劣後ローンについて、22年3月までに、約6,500件、約9,200億円を貸出。23年3月末まで実施することとしている。

② 産業構造全体の転換を促す事業再構築・生産性向上等

- ▶ 新型コロナの影響が続く中、中小企業等の新分野展開や業態転換等を支援する事業再構築補助金を令和3年度補正予算で6,123億円拡充し、更に原油高・物価高等にも対応するため、令和4年度予備費で1,000億円拡充した。また、中小企業の実産性向上を支援する生産性革命推進事業を令和3年度補正予算で2,001億円積み増し、特別枠を創設するなど、グリーン・デジタル等の成長投資の加速化や賃上げ等の事業環境変化への対応を支援。いずれも、令和4年度も引き続き公募を行っていく。
- ▶ また、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金3次公募として、生産拠点の集中度が高く、供給途絶リスクが大きい製品・部素材や、ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等について国内生産拠点等の整備を支援するべく、85件・約974億円分を採択。

③ 賃上げの原資を確保するための下請取引適正化

- ▶ 9月と3月を「価格交渉促進月間」として、価格交渉・価格転嫁を促進するとともに、状況の良くない親事業者に対して下請振興法に基づく「助言」を実施。あわせて、令和4年度から下請Gメンを倍増(120名→248名)し、中小企業に対するヒアリング件数を増加(4,000件→10,000件)させ、問題事例等の把握に努める。
- ▶ 取引先とサプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の参加企業を拡大、7月22日時点で11,000社超が宣言。

8. 万博

① 2025年国際博覧会に向けた着実な準備

- ▶ 「2025年大阪・関西万博アクションプラン」を21年12月に国際博覧会推進本部（本部長：総理）において決定し、22年6月に抜本改訂を行った。このアクションプランに基づき、必要な規制改革を進めるとともに、必要経費を確実に確保し、大阪・関西万博のコンセプトである「未来社会の実験場」の具体化を進める。

9. 通商・貿易

① RCEP協定の発効、CPTPPへの英国加入プロセス開始、中国・台湾がCPTPP加入要請を提出

- ▶ RCEP協定が、22年1月1日に発効。世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。同協定は、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で、市場アクセスを改善し、知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するもの。今後、参加国によるルール遵守について相互にモニタリングすることにより、地域の経済秩序強化につなげていく。
- ▶ CPTPPについて、21年6月に英国の加入プロセス開始を決定。日本は、英国の加入プロセスが協定の高いレベルを維持しつつ進むよう、他の参加国と共にしっかり取り組む。また、その他の加入に関心を示しているエコノミー（21年9月に加入要請した中国・台湾

等)についても、協定の高いレベルを満たす用意ができていくかどうかについて、しっかりと見極めていく。

② インド太平洋経済枠組み (IPEF) の立上げ

➤ 22年5月のバイデン米国大統領訪日時に立ち上げられた IPEF は、TPP 離脱後の米国が、インド太平洋地域への経済的関与を再び明確にしたものであり、戦略的意義は大きい。デジタルやサプライチェーン、脱炭素など 21 世紀型の課題に対し、ルールと協力の両輪で地域大の自由・公正・包摂的な経済秩序を形成していく取組。IPEF がこの地域における包摂的で持続的な成長プラットフォームとなるよう、我が国は、米国とアジアの国々の懸け橋となり、最大限の貢献をしていく。

③ アジア未来投資イニシアティブ (AJIF) の発表

➤ 日 ASEAN 経済関係を次のステージへ押し上げていくことを目指し、22年1月に大臣からアジア未来投資イニシアティブを発表。未来投資の重要分野として、特にサプライチェーン、連結性、デジタル・イノベーション、人材、グリーン・脱炭素の5分野で協力を進めている。現時点で政府が支援している日 ASEAN 共創プロジェクトは、100件以上。

④ 日本の鉄鋼製品に対する米国通商拡大法第 232 条関税の部分的撤廃等

➤ 日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国通商拡大法 232 条関税について、21年11月から米国政府との協議を開始。22年2月に、米国は鉄鋼製品に関する同関税の部分的撤廃及び派生製品に関する同関税の完全な撤廃を発表。我が国は引き続き WTO ルールに整合的な形で完全解決を求めていく。

⑤ ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置の実施

➤ 22年2月以降、ロシアによるウクライナ侵略に対して、国際社会と連携しつつ、輸出入禁止措置を含む累次の制裁措置を実施するとともに、撤退等を含めた難しい経営判断に直面するロシア進出日本企業に対する情報提供や相談対応等の支援を実施。

⑥ 貿易保険法の一部を改正する法律の成立

➤ 我が国企業が国際的な事業展開を安定的に行うことができる環境を整備するため、①新型コロナ等を踏まえた対応、②サプライチェーン強靱化に向けた対応、③国際連携強化に向けた対応、④その他の利用者ニーズを踏まえた対応の観点から貿易保険法を改正。22年4月成立。

⑦ 日米経済政策協議委員会 (経済版「2+2」) 閣僚級会合の開催

➤ 22年1月の日米首脳電話会談において、日米経済政策協議委員会 (経済版「2+2」) の立ち上げに合意。5月には次官級会合を実施。7月29日には第一回閣僚級会合を開催。日米両国の外務・経済閣僚が一堂に会し、経済協力の方向性を戦略的・地政学的観点など大局的な見地から議論。

10. 福島

① 東京電力福島第一原発の廃炉の着実な推進

- 中長期ロードマップに基づき、福島第一原発の廃炉は着実に進捗。これまでの主な進捗として、凍土壁などによる重層的な対策により、汚染水発生量は、対策前の1日あたり平均540トン(14年5月)から130トン(21年度)に低減。使用済み燃料取り出しについては、4号機に続いて、3号機で21年に完了。燃料デブリの取り出しについては、22年2月より、最初の試験的取り出しに用いるロボットアームの本格的な試験を楢葉町で開始。

② ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行

- 21年8月に安全性の確保と風評対策の取組をまとめた「当面の対策」をとりまとめ、また、取組を加速すべく、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理した「行動計画」を21年12月にとりまとめた。これらに基づき、IAEAによる安全の確認や、漁業者をはじめとする事業者支援、関係者に理解いただくための説明会の実施、基金や賠償等のセーフティネットを充実させるなどの取組を進めている。

③ 福島の復興

- 22年6月に葛尾村、大熊町の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除、双葉町も8月に解除予定。拠点区域外は、昨年8月の政府方針に基づき、帰還意向の確認に係る地元との協議等の取組を引き続き実施。
- 特定復興再生拠点区域等での事業再開や創業、さらには、地域の課題解決を行う実用化開発への支援強化を実施。また、22年5月に「交流人口拡大アクションプラン」を取りまとめたところ。これを踏まえ、自治体連携の取組など支援していく。

(以上)